◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
1　平成21年８月５日（号外政府調達第142号11ページ）「㉖人工呼吸器，小形　５個」
2　平成21年８月28日（号外政府調達第159号11ページ）「①滅菌器，高圧蒸気式，全自動，両扉型，ＲＯ水製造装置付　１個」、「⑧顕微鏡，電子式，透過型，デジタル撮影装置付　１式」、「⑨頸椎脊椎固定具　875個」、「⑩空気殺菌脱臭装置　76個」、「⑫メディカル用クリーンブース　21個」、「⑬全身麻酔装置，エアコンプレッサー付　１個」、「⑭自動免疫化学分析装置，２型　１個」、「⑮顕微鏡，手術用　１個」
3　平成21年９月９日（号外政府調達第167号３ページ）「⑤担送患者運搬車　45個」、「⑥四折伸縮担架　1,191個」、「⑦全自動両面印刷機　２ＥＡ」
4　平成21年９月11日（号外政府調達第169号13ページ）「②野外患者用マットレス　1,500個」、「④収納袋，救護用医療のう，２型　1,000個」、「⑤収納袋，手術器械セット用　８個」、「⑥収納袋，医官用医療のう，３型　100個」、「⑦補助袋，医官用医療のう，３型用　100個」
5　平成21年10月６日（号外政府調達第183号６ページ）「⑥揚物機，３号　５台」、「⑧スクープストレッチャ　724個」、「⑨頸椎脊椎損傷用担架　889個」

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年11月９日
支出負担行為担当官
　北海道開発局開発監理部長　松本　政美
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発営繕第２号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北海道警察学校新営（Ⅰ期）09建築工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道札幌市
⑷　工事内容　生徒寮新築１棟他一式　建物用途：生徒寮　構造・階数：鉄筋コンクリート造、地上５階建（塔屋１階）建物規模：延べ面積　7,142.51㎡　建築面積　2,636.20㎡　敷地面積：52,511.22㎡
⑸　工期　平成23年12月16日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート：Ｖ＝6,600㎥、鉄筋：Ｗ＝1,100ｔ、板ガラス：Ａ＝900㎡。
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること及び「本局」を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,190点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が、1,190点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成６年度以降に、完成引渡しが完了した次のア㋐からア㋒までの基準を満たす同種工事（新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）を元請として施工した実績を有すること（施工実績が増築工事の場合は、増築部分がア㋐からア㋒までの基準を満たしていること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の施工実績を有することとし、その他の構成員については、次のイ㋐からイ㋒までの基準を満たす新築又は増築工事（躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）を元請として施工した実績を有すること（施工実績が増築工事の場合は、増築部分がイ㋐からイ㋒までの基準を満たしていること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ア　同種工事（新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）
㋐　建物用途　集合住宅、宿泊施設若しくは類似施設又は複合用途建築物
㋑　構造階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　地上５階建以上
㋒　建物規模　延べ面積　6,000㎡以上
イ　他の構成員に求める工事（新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）
㋐　建物用途　集合住宅、宿泊施設若しくは類似施設又は複合用途建築物。
㋑　構造階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　地上３階建以上
㋒　建物規模　延べ面積　3,000㎡以上
⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別紙１「仕様書（標準案）」並びに別冊図面及び別冊現場説明書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現在他の工事に従事している場合、入札執行日からおおむね７日以内に当該工事に配置できる技術者であること。ただし、請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。
イ　平成６年度以降に、完成引渡しが完了した上記⑸本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記⑸本文に掲げる工事の経験を有していればよい。その他の構成員の配置技術者の工事経験は問わない。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。